時事新報社名古屋出張所新設

東海道鐵道も追々開通して來る二月一日よりは静岡東京間は汽車の往復を開き演松静岡間の聯絡も近日の内に有之候に就ては時事新報遞送の上にも著しき影響を來し迚も從來の有様に安んず可らず由て本社は此程より種々計畫と熟し名古屋本重町十三番地に出張所を新設し新報の配達は勿論廣告の取次等も同所にて取扱ひ候事に致したれば同地方へ新報の遞送は一層迅速なるを得べく該地方にありて新規の新報御注文等は自今同所へ御申込被下候得ば諸事神速に相運び可申候此段同地方の方々に廣告仕候也

廿二年一月　時事新報社

時事新報

官吏の政談

政府が今回官吏の政談を許したる一事に就ては世論いづれも同意を表して異議なきが如し此事に付ては曾て我紙上にも論じたる事ありて國會の開設も既に近く世の政論漸く將に盛ならんとするの今日に際し政府の官吏のみ獨り默して口を緘するが如きは道理に於て不可あるのみならず第一政府自身の不利に歸する事あれば其政談を自由にすべきみとは正に今日の必要に出でたるものにして我輩も大に賛成する所なり右の如く我輩は今回の事に就ては大に賛成の意を表すると同時に又少しく所見あきまあらざれば左に之を陳述せんと、

現今我政治社會の勢に於て國會を開き政黨相分れて互に勝敗を戦場に爭ふに至るときは其有様は如何あるべきやと云ふに先づ其黨派は現政府の地位を保護し之を維持せんとする者と取て之に代らんとする者との二つに分るゝみとならん其爭の要點は何物なるべきや又其爭の勢は緩急疾徐如何なる可きやの邊は實際に臨みたる上ならでは明言す可きと雖も兎に角に官民兩涙の間に爭あるは免るべからざるの數ありとして仮又その爭の結果を如何といふに凡そ言論の爭なるものは實際理由の當否は兎も角も外面より傍觀するときは調の高くして且つ多言ある者の方に聞くるを擧ぐるの常あれば戰場一たび開くるときは其戰論は必ず喧しき事ならん而して人民黨涙の論鋒は攻撃的にして其向ふ所、一あるべきが故に戰場の表に於ては其調高く隨て多言なるべし之に反して政府の方は自然防守の地位に立つものなれば務めて其論陣を堅固にして他をして乗ずべきの隙を得せしめざるみと肝要なるべし斯の如く雙々相對して一方は其隙に乗せんとし一方は之を防がんとする其時に當り防守の地位に立つ一方の爲めに謀れば他よりの攻撃に對して厳重に其地位を守るべきは勿論の事ながら第一の要は先づ内の衆心を一にして乗ずべきの隙なからしむるみと專一なる可し如何となれば政府部内の人心合期せずして其意見區々なるときは敵に乗ずべきの隙を與へ其守る所以のもの却て敗るゝの基となる可ければなり左れば今回政府が官吏の政談を自由にしたるは誠に至當の處置にして且つ今後の時勢の成行には是非とも必要あるみとならんあれども若しも政府の主義一定せずして其所屬の官吏が銘々勝手の意見を陳ずるその演說錢述の中に間々壮語の合はずして相矛盾するみともあらば反對黨の付込む所となりて政府の政略上には非常の妨害を與へるみとなしとも云ひ難し尤も實際官吏が政談を爲すの場合には各長官の監督に依るべきみとの明文もあれば其邊の取締は定めて手落あきみとならんと思はるれども又一方に顧みて政府の有様と見れば國會開設の其曉はイザ知らず今日までの處を以て推測するに全政府中悉く同一致して一主義に終始するの覺悟ありとも思はれざる其次第は同じく内閣の員に列する人々にして其擧動の緩急疾徐時に或は一ならずして民間の目に映ずる所にては此等の人々を同内閣の内に集め同主義の進退を爲さしむるとは或は易からざる可しと見ゆるものあきにあらず又第二流三流の官吏に至ては時として現政府の政略に反對の意見を抱き稀には共言の外に漏るゝものさへあるなと現時の形況を以てすれば政府の部内は必ずしも同心一味の人を以て體を成したるものとのみも思はれず其本體に於て既に定まらざる所あるに於ては其所屬の官吏が銘々四方に出でゝ意見を陳述するに當りて能く矛盾の患なき事を得べきや否や我輩の傍より不安心と思ふ所あり左れば今回政府が官吏の政談を許したるは進ては政府自家の政略を主張辨護し退ては民間の論難攻撃に對して其地位を守るの用意にして畢竟今後政略上の必要に出でたる處置ならんと雖も若しも前に述ぶるが如く第一に政府部内の主義一定せずして人心合期せざるに於ては却て糧を敵に假すが如き意外の結果なしとも云ひ難し最も恐る可きものなれば政府の爲めに謀り官吏に演說を許すと同時に其部内の主義を定めて人心を一にするみと策の最も急なるものあらんと我輩の敢て勸告する所なり

官報

○宮内省告示第一號

濠地利洪牙利國皇太子ルードルフ殿下薨去ニ付今三十一日ヨリ十二日間宮中喪　仰出サル

一明治二十二年一月三十一日　宮内大臣子爵土方久元

○遞信省令第一號

明治二十一年遞信省令第四號鐵道所屬電信電話線公衆通信取扱細則第二條ヘ左ノ但書ヲ追加ス

明治二十二年二月一日　遞信大臣子爵榎本武揚

但特ニ指定スル電信又ハ電話取扱所ニ於テハ區域ヲ限リ配達ヲ爲レ又ハ別使配達若クハ郵船配達ヲ爲スヘシ

○東京府令第八號

明治二十一年度地方税支出收入追加豫算常設委員會ノ決議ヲ經テ左ノ通定ム

明治二十二年二月一日　東京府知事男爵高崎五六

明治二十一年度地方税支出追加豫算　△印ハ朱書

一金七十二圓八十六錢八厘　衛生及病院費

内

金六十圓四十八錢　區部支辨

金十二圓三十八錢八厘　郡部支辨

内譯

金七十二圓八十六錢八厘　傳染病豫防費

△金七十二圓八十六錢八厘　△寄附金

△内

明治二十一年度地方税收入追加豫算

一金七十二圓八十六錢八厘　寄附金

内

金六十圓四十八錢　區部收入

金十二圓三十八錢八厘　郡部收入

○兵庫姫路間鐵道哩程　兵庫明石間改正哩程（昨年十一月二十一日本欄參看）並に明石姫路間哩程は左の如し（鐵道局）

兵庫、須磨間　三哩四十四鎖三十四輪

須磨、垂水間　三哩六十四鎖七十二輪

垂水、明石間　三哩七十五鎖九十三輪

明石、大久保間　四哩八鎖七十九輪

大久保、土山間　四哩十六鎖四十輪

土山、加古川間　四哩五十五鎖九十六輪

加古川、阿彌陀間　五哩十七鎖八十六輪

阿彌陀、姫路間　三十三哩六輪

合計

○千八百八十九年度の歳計豫算案　本月（十二月）中國會の議に附すべき千八百八十九年度の歳計豫算表ヌ據れば歳入總額を六千七十萬法となし歳出總額を六千百七十五萬七千六百法となせり即ち歳出總額の歳入額ヌ超越するみと百五萬八千法なりとす其項目左表の如し（昨年十二月八日佛國經濟雜誌）

歳入の部　法

不動産及資金收入　一、五九四、〇〇〇

内閣收入　二一、五〇〇

外務省收入　六〇、六〇〇

司法省及警察收入　六、五〇〇

陸軍省收入　五、七〇六、三九〇

大藏省收入及道路税　二六、七七〇、〇〇〇

農工務省收入　一五五、〇〇〇

郵便鐵道收入　二六、三七八、七〇〇

雜收入　六、九一〇

合計　六〇、七〇〇、〇〇〇

歳出の部　法

公債事務　一、七七四、〇二〇

内閣費　八〇四、一〇〇

外務省費　八七五、九〇〇

内務省費　五、〇二三、七〇九

司法省費及警察費　九、二〇〇

陸軍省費　二二、三一六、五二六

大藏省費及道路費　五、二八二、四〇〇

農工務省費　一、三七一、三一五

郵便鐵道費　二四、一九五、一五〇

雜費　一五、二八〇

合計　六一、七五七、六〇〇

雜報

○海軍生徒演習の一法　海軍にては生徒を仕立てゝ天晴士官の資格を養ふには學術技藝固より必要にして目下其等の組織は既ヌ十分なれども實地の演習に至りては少しく不足の感あきに非ず例へば航海の術なり測量の法なり學藝の上には何ヌ一つ間然すべき缺典はなきやうあれども其之を實地ヌ當てゝ一層練達を踏むヌ就きて今日の如く限りある軍艦を以て練習なき演習の趣意を滿たすみとも出來可らざる次第なり夫れとも毎々折々演習を行はんとすれば假令軍艦に差支はあるべきも特別に支度を整へ臨時に用意を定むるは甚だ堪難きみとなれば自然稍古に不足の思を生ずべき憂ありもあるものゆゑ今度其筋にて尋常の航船若しくは商船ヌ生徒を乗せて隨時航海測量其外の演習を重ねしむべしとの意見あり演習の爲めヌ生徒の意に任せ別段乗船を進退するみとならんヌは船の方にて沫惑あるべきも左まで並みの船客ヌ變らざる心持ちヌて乗組むとなれば却て船方の利益とみとなる可けれ損を蒙むるみとは無かる可し若し損失あれば亦之ヌ相應の注意を配りても海軍の方ヌては利用すべき便を認むるを以て早晩約束を極めて此事になるならんと聞けり

○日本音樂會の總會　去月廿六日日本音樂會にては鹿鳴館に於て總會を開き例に依て昨年中の庶務會計の報告を爲し規則を改正し次ヌ役員の撰擧を行ひしが鍋嶋侯爵は會長ヌ蜂須賀侯爵は副會長に當撰し幹事には前任の人々多く復撰し東京音樂學校の新教師ヂットリヒ氏も亦幹事に撰擧されたり當日鍋嶋會長は該會將來の目的等に就て懇切なる演述を爲ス更ヌ改正規則ヌより保護會員即ちパトロンを設けて廣く内外の貴顯に賛成を乞ひ會基を鞏固ヌし音樂の隆盛を務むべき旨を示したるが内外の紳士合攘約したる人々ヌ外の紳士合攘加ふる筈にて其ピアノリンの獨奏及ある能役者の會

○京都の近報　増したれば近日設する由なるみとあれば仕るみとを占むるならん前嶋町ヌ新築を洛東有樂館ヌ於て近日し將來の事業若宮菊磨主殿り汽車にて御王殿下と共に來なれば同夜再びある兵學校附屬嶋に向ひ御出嶋ヌは是迄上京河川通り錦小路上六日盛大なる祭坪總坪三千六中々の壮觀あり て市中ヌ電燈を は多分上京東尤其嶋工苑に東る時は學校或けと云ふ○大日本原再二氏が賛相に設立せんとて當て大坂にて壮角藤定憲等の諸て「耐忍の書生」る外題ヌて二日同國　の幹事大賛成を求めしに者頗る多きヌよ都支會を設立し同づゝ大演說會有物ありしが今上げとおりて其と改稱して殿下事　の中第一隊廿一日午前六時して毬り僅かに には必ず全通す品　今度佛國巴東洞院西入る中田文厚の三氏が且つ同氏も二月廿五日發）

○寒氣の用心　所を見るに注意得の爲めにもと を着くる勿れ、前

○海軍生徒演習の一法　海軍にては生徒を仕立てゝ天晴士官の資格を養ふには學術技藝固より必要にして目下其等の組織は既ヌ十分なれども實地の演習に至りては少しく不足の感あきに非ず例へば航海の術なり測量の法なり學藝の上には何ヌ一つ間然すべき缺典はなきやうあれども其之を實地ヌ當てゝ一層練達を踏むヌ就きて今日の如く限りある軍艦を以て練習なき演習の趣意を滿たすみとも出來可らざる次第なり夫れとも毎々折々演習を行はんとすれば假令軍艦に差支はあるべきも特別に支度を整へ臨時に用意を定むるは甚だ堪難きみとなれば自然稍古に不足の思を生ずべき憂ありもあるものゆゑ今度其筋にて尋常の航船若しくは商船ヌ生徒を乗せて隨時航海測量其外の演習を重ねしむべしとの意見あり演習の爲めヌ生徒の意に任せ別段乗船を進退するみとならんヌは船の方にて沫惑あるべきも左まで並みの船客ヌ變らざる心持ちヌて乗組むとなれば却て船方の利益とみとなる可けれ損を蒙むるみとは無かる可し若し損失あれば亦之ヌ相應の注意を配りても海軍の方ヌては利用すべき便を認むるを以て早晩約束を極めて此事になるならんと聞けり

○日本音樂會の總會　去月廿六日日本音樂會にては鹿鳴館に於て總會を開き例に依て昨年中の庶務會計の報告を爲し規則を改正し次ヌ役員の撰擧を行ひしが鍋嶋侯爵は會長ヌ蜂須賀侯爵は副會長に當撰し幹事には前任の人々多く復撰し東京音樂學校の新教師ヂットリヒ氏も亦幹事に撰擧されたり當日鍋嶋會長は該會將來の目的等に就て懇切なる演述を爲ス更ヌ改正規則ヌより保護會員即ちパトロンを設けて廣く内外の貴顯に賛成を乞ひ會基を鞏固ヌし音樂の隆盛を務むべき旨を示